

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要

制度の趣旨

この制度は、室蘭市が工事の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲以内で最低価格で入札した者を調査のうえ落札者とししない場合及び同令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設けるものです。

対象工事

低入札価格調査制度 予定価格が1億5,000万円以上

最低制限価格制度 予定価格が130万円を超え、1億5,000万円未満

低入札価格調査

○調査基準価格の設定

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とします。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額 **※従前は下線部が5.5**

特に必要があると認めるときは、調査基準価格を工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額以上で総合的に判断し、適当な額を定めることができます。

○入札参加者への周知

低入札価格調査を行う場合の入札参加者への周知は、一般競争入札においては公告により行います。

○入札の執行

開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は入札者に対して「保留」と宣言し、落札者が後日決定する旨を告げて入札を終了するものとします。

○低入札価格調査委員会の調査事項

低価格入札者から対象工事に係る次に掲げる事項について、必要に応じ資料の提出、事情聴取、関係機関の照会等を行うものとします。

- (1) 積算内訳書
- (2) 安価な見積りができた理由
- (3) 下請予定業者の氏名及び契約予定金額
- (4) 施工場所付近における手持工事の状況、地理的条件及び手持資材の状況
- (5) 労務、資材、機械等の数量及び調達予定に関する状況
- (6) 過去に施工した公共工事の状況
- (7) 経営内容及び信用状況

(8) その他必要な事項

○失格判断基準

低入札価格調査において、低価格入札者によりその入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるため、失格と判断する基準を設けます。

失格基準は、対象工事の予定価格算出の基礎となった、次に掲げる額の合計額とします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

低価格入札者から提出された積算内訳書の各費用の合計額が上記に掲げる額を下回る場合は、当該低価格入札者を落札者としませんものとします。

○落札決定等

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、その入札者を落札者とします。また、適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲以内の価格で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

最低制限価格

○最低制限価格の設定

最低制限価格は、対象工事の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とします。ただし、その額が当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の**6.8**を乗じて得た額

特に必要があると認められるときは、最低制限価格を対象工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額以上で総合的に判断し、適当な額を定めることができます。

○最低制限価格の記載

対象工事に係る最低制限価格を設ける場合の入札参加者への周知は一般競争入札においては公告により行います。